

修正前	修正後
<p>3 点検・整備費の費目</p> <p>点検・整備に係る積算の各費目は、次のとおりとする。</p> <p>3-1 点検・整備原価</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>設備の点検・整備に際して直接消費され、原則として設備の基本的実体となって再現する材料及び部品の費用である。</p> <p>(部品の例) 潤滑油、作動油、各種軸受（ベアリング、ピローユニット等）、水密ゴム、オイルシール、各種ストレーナ、各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェーン、スプロケット、ボルト・ナット、弁及び管継手等</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>設備の点検・整備に際して補助的に消費され、作業過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用である。</p> <p>(補助材料の例) 接着材料、ハンダ、油脂類（洗浄油、雑油等で潤滑油及び作動油を除く。ただし、軸受給油等の少量の油脂類は含む。）、くぎ、ウェス、サンドペーパー、筆塗程度の塗料等。</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費に要する費用である。</p> <p>1) 水道光熱電力料</p> <p>点検・整備を実施するために必要とする電力料等である。</p> <p>2) 機械経費</p> <p>設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費及び仮設材の損料の合計額である。</p> <p>3) 特別経費</p> <p>点検・整備に係る材料分析等に必要とする特別費用である。</p> <p>4) 交通管理費</p> <p>設備の点検・整備を実施するために必要とする交通管理等に要する費用である。</p> <p>(3) 直接労務費</p> <p>点検・整備に直接従事する作業者に対して支払われる賃金である。</p> <p>(直接工の例) 点検整備工、普通作業員等</p> <p>点検整備工……直接点検整備に従事する工具</p> <p>普通作業員等…設備周辺の除草、排泥、清掃等を行う現地採用の作業員</p> <p>(4) 塗装費</p> <p>点検・整備に伴う部分的な補修塗装に要する費用である。</p> <p>(5) 共通仮設費</p> <p>1) 運搬費</p> <p>点検・整備に使用する機械器具、仮設材（足場等）の運搬及び現場内における器材の運搬に要する費用である。</p> <p>2) 派遣費</p> <p>点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び日当、賃金、間接費である。</p>	<p>現行のとおり</p> <p>(5) 共通仮設費</p> <p>1) 運搬費</p> <p>点検・整備に使用する機械器具、仮設材（足場等）の運搬及び現場内における器材の運搬に要する費用である。</p> <p>2) 派遣費</p> <p>点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び日当、宿泊費、賃金、間接費である。</p>

修正前

修正後

表-20・3 共通仮設費率 (9%)

機 械 設 備 名		共通仮設費率
河川用水門設備	河川用水門・ 堰設備	鋼製ゲート 19 ゴム引布製起伏ゲート 19
	樋門樋管ゲート	20
	ダム用水門設備	19
揚排水ポンプ設備		21
トンネル 換気設備	送(排)風機	16
	ジェットファン	39
非常用施設		27
道路排水設備		35

4) 運搬費

運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。

5) 派遣費

(イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。

(ロ) 旅費、日当は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。

(ハ) 賃金は、「3-1(3)直接労務費」によるものとする。

(ニ) 点検整備間接費は、(賃金)×(点検整備間接費率)とし、点検整備間接費率は、表-20・5のとおりとする。

6) 宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工のみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

7) 安全費

(イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。

- a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。
- b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。
- c 安全委員会等に要する費用。
- d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。

(ロ) 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。

- a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。
- b 酸素欠乏症の予防に要する費用。
- c 粉塵作業の予防に要する費用。
- d 高圧作業の予防に要する費用。
- e 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。

現行のとおり

5) 派遣費

(イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、**宿泊費**、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。

(ロ) 旅費、日当、**宿泊費**は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。

(ハ) 賃金は、「3-1(3)直接労務費」によるものとする。

(ニ) 点検整備間接費は、(賃金)×(点検整備間接費率)とし、点検整備間接費率は、表-20・5のとおりとする。

6) 宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工のみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

現行のとおり